重複ヲ行使シ得ルモノトス但シ會費滯納者ハ會員數ニ加ハラサルモノトス
二代議員ハ平時ノ議決ニ參與シ會費完納者ノ會員數ヲ明示スル證拠ヲ
以テ代表国ヨリ特參スヘキコトヲ要ス

第四章　代議員

第九條　各国ヨリ左ノ標準ニヨリ其所屬會員中ヨリ大会代議員ヲ選出スルコトヲ得
(イ)會費完納會員五千名未滿ノ国ヨリハ一名
(ロ)會費完納會員五千名以上二百名未滿ノ国ヨリハ二名
(ハ)會費完納會員二百名以上五百名未滿ノ国ヨリハ三名
(ニ)會費完納會員五百名以上千名未滿ノ国ヨリハ四名
(ホ)會費完納會員千名以上二千名未滿ノ国ヨリハ五名
(ヘ)會費完納會員二千名以上三千名未滿ノ国ヨリハ六名
(ト)會費完納會員三千名以上ノ国ヨリハ七名
(チ)聯合會ハ會員國的職業別組合ハ各一名
各国ヨリ代表ヲ選ヒ得ヘキコトヲ要ス

第十條　各国ヨリ代表ヲ選ヒ得ヘキ人數ハ大會前サクトモ二週間前ニ代議員ヲ選舉シ其姓名ヲ
二通宛ヲ以テ聯合會ニ通告スヘシ

第五章　中央委員會

第十一條　中央委員會ハ次回ノ大會ニ至ルマテノ間聯合會ノ決議ヲ實行シ且大會ニ提出スヘキ事項ヲ
準備シ大會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス

第十二條　中央委員會ハ會長、書記、會計中央委員若干名ヲ以テ組織ス

第十三條　會長ハ聯合會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ニ於テハ議長ノ職務ヲ行フ

第十四條　中央委員會ハ會長ノ指示ニヨリ書記ヲシテ會議ヲ招集セシメ且ツ其ノ議事ヲ整理セシム

第十五條　會計ハ會長ノ指示ニヨリ聯合會ノ會計事務ヲ處理ス

第十六條　中央委員會ハ毎年一回大會ニ先タチ中央委員會ヲ召集シ大會ニ提出スヘキ事項ニ
關シ協議ヲナスヘシ

第十七條　中央委員會ノ開催ノ場所ハ會長之ヲ定ム

第十八條　中央委員會ニ要スル費用ハ本部ノ負擔トス

第十九條　中央委員ハ聯合會ニ對シ名誉職トス
但シ中央委員ノ職務ヲ行フカ爲メ旅費ヲ要シタルトキハ之ヲ辨償スルコトヲ得

第二十條　會長ハ中央委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
會長ハ中央委員ヲ代表シ大會及中央委員會ニ於テ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス
中央委員ノ選舉ニ關シ及會長ノ選舉ニ關シ大會ニ於テ決議ヲ要スル事項ニ付テハ
第十九條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條　書記ハ會長ノ指示ニヨリ會議ヲ招集シ且會議ニ於テハ議事ヲ整理ス

第二十二條　會計ハ會長ノ指示ニヨリ聯合會ノ會計事務ヲ處理ス

第二十三條　會計ハ會長ノ指示ニヨリ聯合會ノ會計事務ヲ處理ス

第六章　加盟団体

第二十四條　加盟団体ハ左ノ義務ヲ有ス
(一)毎団体ノ名称、住所ニ變更ヲ生シタルトキハ速ニ之ヲ聯合會ニ通知スルコト
(二)加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ會費ヲ納付スルコト
(三)毎団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ會員ノ選出ニ關シ適當ノ方法ヲ講スルコト
(四)毎団体ハ聯合會ノ主催ニ係ル各種ノ會合ニ參加スルコトヲ努ムルコト

第二十五條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第二十六條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第二十七條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第二十八條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第二十九條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十一條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十二條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十三條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十四條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十五條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十六條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十七條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十八條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第三十九條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十一條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十二條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十三條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十四條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十五條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十六條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十七條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十八條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第四十九條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十一條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十二條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十三條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十四條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十五條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十六條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十七條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十八條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第五十九條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト

第六十條　加盟団体ハ聯合會ノ決議ニ從ヒ聯合會ニ對シ左ノ義務ヲ負フ
(一)聯合會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特種ノ事業ヲ分擔スルコト
(二)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ特別ノ寄附ヲ爲スコト
(三)聯合會ノ爲メ必要ナル時ハ聯合會ノ爲メ會員ヲ派遣スルコト